検地仕法

藤沢市文書館　寄託

①

検地仕法

御検地の次第　　暉始著述

今井村より古見村へ掛り用水新堰出入入組訴答共、御検地被仰付。小又・神（戸）新田・神戸共出作の分、八月廿一日より始り、尤其以前、地引繪圖帳面共、差上候帳仕立繪圖面、左に相記。本書は銘々扣有之候事故、爰に其節の次第を記し置のみ。

但し繪圖は清水紙壱枚くらいに耕地道を限り仕立

②

何枚にても
ケ様に認め
荒所は御
検地の節
御見分無之
場所一枚繪圖に仕立
耕地切用可申
繪圖は御覧の後下る、夫にて御案内致す
場所へ罷出候人数

③

右圖の如く當時立毛の中に候得ば、甚通路惡敷、サイミと云、七八尺程有之竹の先へ、わらを結付、畑の四方へ建、其間に四方へぼんでん（梵天）を建、夫より縄を十文字に張、三方にて四方をた（矯）め、細見・ぼんでん、真直に見通す。夫より縄の十文字になり候処へ壱人立居、十字を入れる。

此十字 　如此文字の内、みぞをつき、縄の十文字へはいり候様に致す。如何様成まがり畑にても四角に見込直す。右十文字真直に入候得ば、四方長短有之候共、角に成候。畑毎、村役人帳面に記し

④

置、繪圖面共持之、持主も罷出居、夫より御役人大音にて「元歩」と御呼被成るゝ。（讀人大音にて）字何何十何番、原畑何畝歩、見付何畝歩（是を上見付ととなえる、かな見付を下見付と云）何村何右衛門と讀、夫を御書留被成候て十字の縄の先へ御廻り、縄引に聲をかけさせひっぱる。御役人の杖に寸尺を記し置、「長（なが）」と呼（よべ）ば、「長（なが）」と答、何十何間、何尺何寸と讀。三方の御役人御書留、「讀合す」と答、「其事〳〵」又は「うけたり」抔と云。尤村役人も其通り記し置。

御奉行は右縄張の畑くろに床机を直し腰をかけ、御覧被成るゝ。夫より次の畑へおくる。前の

如し。はたをへる如くにして始へ繋ぐ、四方の内
芝地等御覧被成。芝地に二品有り。くさしば地、この木
しば地と云。芝地、柴地如此。
昼前一度御休み、其節右見合反畝に被成候由。
御弁當は松林其外木かげに御休み被成るゝ。
此所に火を焚き、茶がまにて湯をたぎらせ、土
瓶あまたえ、せん茶を入れ、夫々に出す。御弁當
終り、御書留の帳御調べ被成、村役人え讀合せ
被仰付。誠に字より畝に直し候所迠、一口つゞけに

⑤

御讀被成、其早き事いなづまの如くにて
御改の反畝、一ト筆づゝ此方の帳え記し候が、間に逢
不申程。
夫より反別くゝり、古反別に差引、出歩御改被成候由。
當村新田、小又共、廿一日より廿五日昼時迠に済。
右廿二日、御弁當、神戸新田定の助方。

検地道具有増

⑥

御検地御役人
御勘定御奉行
豊田藤之進
御用人
門田田門
同
高柳小三郎
御用人
峯本助市

⑦

田中新五兵衛
御用人　小泉仁助
御普請役　永井杢太夫
御評定所　後藤宗太夫
書役　川添三十郎
金井勝蔵
御評定所出役　河合和三郎
見習
御評定書役　金井清三郎
當分出役
評定所　片名金左衛門
表同心
論所地改　野村茂市郎
御代官手代
神戸村同新田出作分御検地御役人、右の内

豊田藤之進・永井杢太夫・野村茂市郎・門田田門

⑧

今井村御宿

御奉行

御三方　　法輪寺　白洲客殿

船井杢大夫

野村茂市助　上下四人　与頭　次郎兵衛方

拝藤宗大夫

川添三十郎　上下六人　名主　傳左衛門方

金井清三郎

金井　勝蔵

河合和三郎　上下六人　百姓代　半左衛門方

同名金左衛門

松本御出役

御奉行所　　百姓代　平兵衛方

御手代

一　跡にて承引候処、繪圖は壱枚繪圖に認、道境又は土手・林等境にてちいさく切用候がよろしき由、後一枚繪圖につぐべし

⑨

此度御公役様え差上候帳面のくゝり

上今井分

惣反別合

弐拾弐町弐反三畝廿八歩

此高九拾石九斗四升九合三勺

内原畑　八町三反四畝拾五歩

此高　三拾三石三斗八升

見附畑　弐町廿壱歩

此高　拾石三升五合

見附畑　壱町拾八歩

此高　三石壱升

下畑　三畝拾八歩

此高　弐斗五升弐合

下々畑　弐反拾弐歩

此高　壱石弐升

〆　拾壱町五反九畝廿四歩

高四拾七石七升五合　畑荒の分

残　拾町六反四畝四歩

下今井分

反別合　五町五反六畝拾三歩

高廿五八斗七升六合弐百四才

内原畑　三反四畝弐拾壱歩

⑩

此高　壱石三斗八升八合

見附畑　壱町廿四歩

此高　九升

見附畑　弐反三畝廿一歩

此高　七斗壱升壱歩

〆六反六歩

高弐石壱斗八升九合

畑荒候分

残四町九反六畝七歩

両今并分　惣反別合

廿七町八反拾壱歩

高百拾六石八斗弐升五合五勺四才

内　拾弐町弐反歩　荒畑の分

高四拾九石八斗九升四合

残拾五町六反拾壱歩

高六拾六石九斗三升壱合五勺四才

右は日々御案内見取聞書誌

天保五午年八月　丸山角之丞

暉始　花押